

国空航第 1013 号 平成 27 年 3 月 30 日
国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日一部改正

航空局安全部安全政策課

自作航空機の僅かな浮上に関する航空法第 28 条第 3 項
の許可に係る心身の状態に関する申請書類について

標記については、通達「航空法第 28 条第 3 項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」(国空乗第 115 号、平成 7 年 6 月 16 日) 2. (5) により航空身体検査証明を有することが望ましいとされているが、当該証明を有さない場合にあっては、通達「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について」(空乗第 181 号、平成 8 年 10 月 1 日) を準用し、同通達別紙 2 に定める健康診断判定基準に適合していることを証する書類を標記の申請書類としていたところ、僅かな浮上に関する場合に限っては下記のとおりとする。

記

1. 自作航空機の試験飛行のうち僅かな浮上（地上の一点にて行う高度 30cm 程度までの浮上）に関する航空法第 28 条第 3 項の許可に係る心身の状態が飛行を安全に行うことができることを証する書類は、通達「超軽量動力機等に関する航空法第 28 条第 3 項の許可の手続き等について」(空乗第 181 号、平成 8 年 10 月 1 日) 別紙 2 に定める健康診断判定基準に適合していることを証する書類、又は、道路交通法第 84 条に基づき各都道府県の公安委員会が交付した有効な運転免許証（但し、原付免許及び小型特殊自動車免許を除く。）の写しとする。

2. 附 則

1) 施行日 この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

この通達は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。